

千葉県保育ルーム事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育を必要とする児童が、良好な環境で保育されることを目的に、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定による認可を受けていない市内の保育施設を千葉市が千葉県保育ルームとして認定し、併せて予算の範囲内において千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該千葉県保育ルームの設置者等に対し助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 千葉県保育ルーム

法第35条第4項による認可を受けていない市内の施設のうち、第5条に定める要件を満たし、本市が認定した施設をいう。

(2) 千葉県保育ルーム（認可化移行型）

千葉県保育ルームのうち、第6条に定める要件を満たし、本市が認定した施設をいう。

(3) 保育を必要とする児童

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第19条、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年6月9日内閣府令第44号）第1条及び、千葉市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年3月31日千葉市規則第27号）第5条に規定する事由のいずれかに該当する児童をいう。（保護者が市内居住者に限る。）

(4) 保育の実施に伴う年齢基準日

第1号に定める千葉県保育ルームの認定を受けた施設については、保育が実施された日の属する月の初日とする。

第2号に定める千葉県保育ルーム（認可化移行型）の認定を受けた施設については、保育が実施された年度の初日の前日とする。

(5) 乳児及び幼児

乳児とは、年齢基準日において満1歳に満たない者をいい、幼児とは年齢基準日において満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(6) 定員

申請時及び変更時に本市が認定した定員をいう。

(7) 常勤職員

1日6時間以上かつ月20日間以上勤務する職員をいう。

(千葉県保育ルーム事業内容)

第3条 千葉県保育ルームの事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本保育時間は、月曜日から土曜日までの午前8時から午後5時までとする。ただし、施設はこれ以外の時間帯において保育を行うことができる。

(2) 休園日は日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで、とする。

(設置者の要件)

第4条 千葉市保育ルームの設置者は、個人、法人又は任意団体とする。ただし、職員の福利厚生を目的として設置している病院内及び企業内保育所、並びに他の機関から助成等を受けている施設は除く。

- 2 設置者が法人又は任意団体の場合は、代表者を置かなければならない。
- 3 設置者は千葉市保育ルームを運営するために必要な経営基盤を有しなければならない。
- 4 設置者は保育事業を安定的に実施できなければならない。
- 5 設置者等は社会的信用を有し、千葉市保育ルーム事業に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があってはならない。
- 6 設置者は千葉市保育ルーム認定申請に係る施設につき、認定申請日の属する年度の4月30日までに法第59条の2第1項による届出をし、翌年度4月1日現在において、1年以上の運営実績見込みを有する者でなければならない。
- 7 設置者は施設を設置するにあたり、利用者を限定せず、広く市民の利用に供しなければならない。
- 8 設置者は当該事業を第三者に委託してはならない。

(千葉市保育ルームの認定基準)

第5条 千葉市保育ルームの認定については、次の基準に照らし、それぞれの地域状況等を踏まえて審査することとする。

(1) 運営委員会

- ア 設置者は、事業の運営及び提供する保育内容等について利用者等から意見を聴取するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を設置すること。
- イ 委員会の委員は6人以上とし、保育事業について知識経験を有する者、千葉市保育ルーム利用者及び施設長を含むものとする。ただし、委員は施設長を含め施設職員を3人以上含めないものとする。
- ウ 委員会の議決事項は、予算、決算、事業計画、事業報告その他重要事項とし、年2回以上開催し、議事録を整備すること。

(2) 保育室等の設備の基準

千葉市保育ルームの建物その他設備の規模等は、令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」に規定するもののほか、次のとおりとする。

- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の法令の基準を満たすものであること。
- イ 管理者（又は所有者）及び居住している隣人等との間に保育ルーム事業についての承認が得られていること。

(3) 職員等

- ア 施設には、施設長、保育士又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者（以下有資格者という。）を配置すること。
- イ 保育に従事する者の数は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年

厚生省令第63号。(以下「児童福祉設備運営基準」という。)第33条第2項に定める数以上であること。ただし、常時、保育に従事する者が、複数配置されていること。

ウ やむを得ず非常勤職員を充てる場合にあっては、その勤務時間を常勤職員に換算して上記イの保育に従事する者の人数を確保すること。

エ 保育に従事する者の概ね3分の1(保育に従事する者が2人の施設にあっては、1人)以上は、有資格者を配置すること。

オ 基本保育時間には、1人以上の有資格者の常勤職員が保育に従事すること。

カ 保育に従事する者は、保育所保育指針を理解する等の専門性の向上に努めること。

キ 保育に従事する者は、児童の人格や人権に十分配慮すること。

ク 保育に従事する者は、児童への虐待等不適切な養育が疑われる場合は、関係機関に連絡する体制をとること。

(4) 定員

定員は10人以上とする。

(5) 保育料

保育料については、軽減を図り、適切な額とすること。

(6) 保育内容

ア 児童の心身の発育や発達の状況に対応した保育を実施するとともに、保育内容は児童一人一人に配慮するとともに工夫した内容とすること。

イ 児童が安全で清潔な環境のもとに生活ができるよう十分配慮した内容とすること。

ウ 児童に必要な遊具及び保育用品等を備えること。

(7) 保護者等との連絡等

ア 千葉市保育ルームは保護者と連絡を取り合い、保護者の理解と協力を得られるようにするとともに、保護者の意向を考慮した保育を実施すること。

イ 千葉市保育ルームは保護者等に対し、施設の概要、保育内容、職員の状況、保育料等の事項を整備し、情報提供を行うこと。

(8) 給食等

ア 原則として、給食を実施すること。

イ 児童の年齢や発達等に配慮した給食内容とすること。

ウ 調理は、毎月あらかじめ作成した献立に従って実施すること。

エ 調理室、調理設備、食器等の衛生管理については適切に行うこと。

オ 食品の保存については、冷蔵庫を利用する等衛生上の配慮を行うこと。

(9) 児童及び職員の健康管理

ア 毎日、児童の健康状態を観察するとともに、保護者等に児童の健康状態について報告すること。

イ 児童の健康診断は、入所時を含め1年に2回実施すること。

ウ 千葉市保育ルームはかかりつけ医療機関との連携を図ること。

エ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

オ 職員の健康診断は、採用時を含め1年に1回実施すること。また、調理に携わる職員は概ね月1回、それ以外の配膳に携わる職員は概ね3か月に1回検便を実施す

ること。

カ 保育に必要な医薬品その他の医療品を備えること。

(10) 帳簿類の整備等

ア 職員の状況及び児童の処遇並びにその他施設の管理規程等についての帳簿を整備すること。

イ 千葉市保育ルーム事業による財産、収支状況等を明らかにするため「社会福祉法人の経理規定準則」に準拠した内容の帳簿を整備すること。

ウ 設置者は、千葉市保育ルーム事業の助成金及び保護者負担金等の収入により、適正な事業運営を行うこと。

エ 千葉市保育ルームは、施設賠償責任保険に加入し、その写しを市長に提出すること。

(千葉市保育ルーム（認可化移行型）の認定基準)

第6条 千葉市保育ルーム（認可化移行型）の認定については、前条に定める基準を満たした上で、さらに、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 市長が定める期日までに認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業又は家庭的保育事業への移行（以下「認可化移行」という。）を希望していること。
- (2) 施設の設備が認可化移行までに、当該施設が目指す移行先の基準を満たす見込みがあること。
なお、移行先の基準は別表中「3 設備基準」による。
- (3) 職員の配置は、別表中「1 基本助成」の「認可化移行型（1）ランク」、「認可化移行型（2）ランク」又は「認可化移行型（3）ランク」に定める職員配置要件を満たすこと。
- (4) 認可化移行に係る次の事項が明確であること。
 - ア 移行目標時期
 - イ 認可化移行に向けての取り組むべき課題
 - ウ 前記イの課題に対する具体的な活動計画の検討内容

(千葉市保育ルームの認定手続き)

第7条 第5条に定める千葉市保育ルームの認定を受けようとする設置者は、市長が指定する申請期間中に千葉市保育ルーム事業認定申請書（様式第1号）及び関係書類を市長に提出するものとする。なお、市長は設置者に対し、必要に応じて施設の現地調査を実施することができる。

- 2 市長は、前項の申請があった場合、第5条の認定要件に適合するか審査し、適合すると認めるときは、千葉市保育ルーム事業認定書（様式第2-1号）を、適合しなかった場合は、千葉市保育ルーム事業不承認通知書（様式第3-1号）を設置者に対して交付するものとする。なお、認定の有効期間は認定した日の属する年度の末日までとする。

(千葉市保育ルーム（認可化移行型）の認定手続き)

第8条 すでに前条に規定する認定保育施設の認定を受けており、第6条に定める千葉市保育ルーム（認可化移行型）の認定を受けようとする設置者は、市長が指定する申請期間中に、認可化移行計画書（様式第22号-1又は様式第22号-2）及び関係書類を

市長に提出するものとする。なお、市長は設置者に対し、必要に応じて施設の現地調査を実施することができる。

2 市長は、前項の認可化移行計画書の提出があった場合、第6条の認定要件に適合するか審査し、適合すると認めたときは、千葉県保育ルーム（認可化移行型）事業認定書（様式第2-2号）を、適合しなかった場合は、千葉県保育ルーム（認可化移行型）事業不承認通知書（様式第3-2号）を設置者に対して交付するものとする。なお、認定の有効期間は認定した日の属する年度の末日までとする。ただし、前条の規定により翌年度の千葉県保育ルームの認定を受けた場合は、翌年度の千葉県保育ルーム（認可化移行型）の認定を受けたものとみなす。

3 千葉県保育ルームではない施設が千葉県保育ルーム（認可化移行型）の認定を受けようとする場合は、市長が指定する申請期間中に千葉県保育ルーム事業認定申請書（様式第1号）及び認可化移行計画書（様式第22号-1又は様式第22号-2）を同時に提出してそれぞれの認定を受けることができるものとする。

（千葉県保育ルームの廃止又は休止）

第9条 千葉県保育ルームを廃止又は休止しようとする設置者は、少なくとも1か月以上前に千葉県保育ルーム事業廃止・休止申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（認定事項の変更）

第10条 設置者は、千葉県保育ルーム事業認定申請書（様式第1号）又は認可化移行計画書（様式第22号）の内容について変更する場合は、市長に対し協議の上、事前に千葉県保育ルーム事業認定内容変更申請書（様式第5号又は様式第22号-3）を提出しなければならない。なお、市長は設置者に対し、必要に応じて施設の現地調査を実施することができる。

2 対象児童に係る保育料の増額は、その額が増額する前の額に10分の1を乗じて得た額を超えない範囲に限り行うことができるものとする。この場合において、設置者は、あらかじめ6か月以上の期間を設け、対象児童の保護者に対し、当該増額について周知しなければならない。ただし、別表中「2 基本助成以外」の地方単独保育施設加算を実施することで、保育料増額前に比して利用者の保育料負担額が増加しない場合には、あらかじめ6か月以上の周知期間を設けず、保育料の変更を行うことができるものとする。

3 市長は、前項の申請を承認する場合は、千葉県保育ルーム事業内容変更承認通知書（様式第6号）を、承認しない場合は、千葉県保育ルーム事業内容変更不承認通知書（様式第7号）により、設置者に対して通知するものとする。

（市への報告義務）

第11条 設置者は、児童を保育するにあたり、事故等が発生した場合、速やかに事故連絡票（様式第8号）により市長に報告しなければならない。また、事故後3日以内に事故報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第12条 市長は、次のいずれかに該当した場合は、保育ルーム及び保育ルーム（認可化移行型）の認定を取消することができる。

- (1) この要綱の認定内容等に違反した場合
- (2) 虚偽の申請及び請求が判明した場合
- (3) 本市の監査指導における指摘・改善等に応じない場合
- (4) 認可化移行に向けての活動が実施されていないと認められる場合（千葉市保育ルーム（認可化移行型）に限る。）
- (5) その他認定の取消しが適当であると認められる場合

2 市長は、認定を取消したときは、設置者に対し千葉市保育ルーム事業認定取消通知書（様式第10-1号）、千葉市保育ルーム（認可化移行型）の認定の場合、千葉市保育ルーム事業認定取消通知書（様式第10-2号）により、通知するものとする。

(認可化移行の中止)

第13条 設置者は認可化移行を中止しようとするときは、中止しようとする日の3か月前までに、中止を希望する理由について市長と協議した上で千葉市保育ルーム（認可化移行型）事業認可化移行中止申請書（様式第20号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、千葉市保育ルーム（認可化移行型）事業認可化移行中止承認通知書（様式第21号）により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の対象等)

第14条 助成金の区分、助成金額、対象児童及び助成の時期等は、別表のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第15条 助成金の交付手続きを行う場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 設置者は助成金の申請をしようとするときは、千葉市保育ルーム事業助成金交付申請書（様式第11号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、当該申請を審査し、交付決定をしたときは、千葉市保育ルーム事業助成金交付決定通知書（様式第12号）を、不交付の決定をしたときは、千葉市保育ルーム事業助成金不交付決定通知書（様式第13号）を、設置者に通知するものとする。
- (3) 市長は、前項の規定による交付決定額の範囲内において、第17条の規定による助成金の額の確定前に分割払いすることができるものとする。
- (4) 助成金の交付決定額の算出に係る基準数値の変更により、助成金の交付決定の変更が生じた場合、設置者は千葉市保育ルーム事業助成金変更交付申請書（様式第15号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (5) 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、当該申請を審査し、変更決定をしたときは、千葉市保育ルーム事業助成金変更交付決定通知書（様式第16号）を、設置者に通知するものとする。

(実績報告)

第16条 設置者は、助成金事業の実績報告をしようとするときは、助成金の交付を受けた年度終了後又は事業完了後速やかに、千葉県保育ルーム事業助成金実績報告書(様式第17号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第17条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは事業内容を審査し、額の確定をしたときは、千葉県保育ルーム事業助成金額確定通知書(様式第18号)により、設置者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第18条 前条の規定による通知を受けた設置者が、助成金の交付を受けようとするときは、千葉県保育ルーム事業助成金請求書(様式第14号)を市長に提出するものとする。
2 第15条第1項第3号の規定により額の確定前に分割して助成金の交付を受けようとする設置者は、第15条第1項第2号の規定による交付決定の通知を受けたときは、千葉県保育ルーム事業助成金分割払い請求書(様式第23号)に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

(助成金の返還)

第19条 市長は、設置者が第12条1項の各号のいずれかに該当したとき、又は第13条の規定により認可化移行を中止したとき、千葉県保育ルーム事業助成金返還命令書(様式第19号)により、助成金の一部又は全部の返還を命ずることとする。ただし、特段の理由がある場合は、この限りではない。

(書類の整備)

第20条 設置者は、助成金と事業にかかる予算及び決算の内容を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、千葉県保育ルーム事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4条第6項の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月5日から施行し、7月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月10日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、同年9月1日から適用とする。

別 表

1 基本助成

区 分	助 成 金 額	目指す移行先	職員配置要件	内容・助成の時期等
認可化移行型を 除く	3歳未満児 44,000円 3歳以上児 14,000円 (児童1人月額)	-	児童福祉施設設備運営 基準第33条を満たす	<p>1 内容 対象児童の保育料の軽減、保育ルームに従事する職員の人件費、児童のための保育材料費等に使用するための助成。</p> <p>2 助成の方法 在籍する対象児童数に応じて助成する。</p> <p>3 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする。ただし、交付決定額の範囲内において、事業完了前に概算払いすることができる。</p>
認可化移行型 (1) ランク	0歳児 107,000円 1,2歳児 57,000円 3歳児 22,000円 4歳以上児 18,000円 (児童1人月額)	認可保育所又は 認定こども園	児童福祉施設設備運営 基準第33条を満たす	
		小規模保育事業A型	家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第29条を満たす	
		保育所型 事業所内保育事業	家庭的保育事業等設備運営基準第44条を満たす	
認可移行型 (2) ランク	0歳児 89,000円 1,2歳児 48,000円 3歳児 18,000円 4歳以上児 15,000円 (児童1人月額)	認可保育所又は 認定こども園	保育士又は看護師等が、児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する保育士数の6割以上	
		小規模保育事業A型	保育士又は看護師等が、家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項に規定する保育士数の6割以上	
		小規模保育事業B型	保育士または看護師等が、家庭的保育事業等設備運営基準第31条を満たす	
		保育所型 事業所内保育事業	保育士または看護師等が、家庭的保育事業等設備運営基準第44条第2項に規定する保育士数の6割以上	
		小規模型 事業所内保育事業	保育士または看護師等が、家庭的保育事業等設備運営基準第47条を満たす	

認可移行型 (3) ランク	0歳児 72,000円 1,2歳児 44,000円 3歳児 15,000円 4歳以上児 14,000円 (児童1人月額)	認可保育所又は 認定こども園	保育士または看護師等 が、児童福祉施設設備運 営基準第33条第2項に規 定する保育士数の1/3以 上
		小規模保育事業A型	保育士または看護師等 が、家庭的保育事業等設 備運営基準第29条第2項 に規定する保育士数の 1/3以上
		小規模保育事業B型	保育士または看護師等 が、家庭的保育事業等設 備運営基準第31条の2項 にかかわらず保育従事 者数の1/3以上の保育士 数
		保育所型 事業所内保育事業	保育士または看護師等 が、家庭的保育事業等設 備運営基準第44条第2項 に規定する保育士数の 1/3以上
		小規模型 事業所内保育事業	保育士または看護師等 が、家庭的保育事業等設 備運営基準第47条第2項 にかかわらず保育従事 者数の1/3以上の保育士
		家庭的保育事業	家庭的保育事業等設備 運営基準第23条を満た す
		小規模保育事業C型	家庭的保育事業等設備 運営基準第34条を満た す

2 基本助成以外

区 分	助成金額	内 容	助成の時期等
<p>児童健康診断費 助成</p>	<p>3,000円 (児童1人年額)</p>	<p>対象児童の健康診断に使用するための助成。助成額の合計と実際に要した額の合計(千円未満切捨)を比較し、少ない方の額を助成する。</p>	<p>1 助成の方法 対象児童数(職員数)に応じて助成する。なお、それぞれの助成は年1回限りとする。 2 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする。</p>
<p>職員健康診断費 等助成</p>	<p>4,000円 (職員1人年額)</p>	<p>保育ルームに従事する職員の健康診断・検便等に使用するための助成。助成額の合計と実際に要した額の合計(千円未満切捨)を比較し、少ない方の額を助成する。</p>	<p>1 助成の方法 対象児童数(職員数)に応じて助成する。なお、それぞれの助成は年1回限りとする。</p>
<p>賠償責任保険料 等助成</p>	<p>3,000円 (児童1人年額)</p>	<p>賠償責任保険及び傷害保険等に使用するための助成。助成額の合計と実際に要した額の合計(千円未満切捨)を比較し、少ない方の額を助成する。</p>	<p>2 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする。</p>
<p>保育の質の 向上のための 研修事業費助成</p>	<p>14,000円 (施設年額)</p>	<p>保育ルームに従事する職員の保育の専門性向上を目的とした研修に使用するための助成。実際に要した額の合計(千円未満切捨)を比較し、少ない方の額を助成する。</p>	<p>1 助成の方法 保育の質の向上のための研修に係る以下の経費を助成する。(負担金、旅費、委託料、賃金、報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料) 2 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする</p>

<p>求職中世帯 保育料軽減助成</p>	<p>認可保育所保育料階層区分</p> <p>A階層 46,000円</p> <p>B～C階層 40,000円</p> <p>D1～D3階層 30,000円</p> <p>D4階層 20,000円</p> <p>D5階層 10,000円</p>	<p>下記の要件を満たす対象児童の保育料を軽減した場合、実際に軽減した額を助成する。</p> <p>※補助金額と実際の保育料を比べて低い方の額を助成。なお、3歳以上児及び新3号認定児童については補助金額から施設等利用費（子ども・子育て支援法第30条の11に規定する施設等利用費をいう。以下同じ。）を除いた額とする。</p> <p>1、求職活動を理由に認可保育所の申し込みをしたが、入所不承諾となった。</p> <p>2、求職活動を理由として、新規に利用する。</p> <p>3、認可保育所の保育料階層区分が「D5階層」以下である。</p>	<p>1 助成の方法 補助額を上限として、実際に軽減した額を助成する。</p> <p>2 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする。ただし、交付決定額の範囲内において、事業完了前に概算払いすることができる。</p>
<p>地方単独 保育施設加算</p>	<p>20,000円 (児童1人月額)</p>	<p>対象児童の保育料の減額に充てるための助成。</p> <p>1 3歳以上児については、対象施設の3歳以上児の平均利用者負担額から①に掲げる額を控除して得た額又は20,000円のいずれか低い額を加算額とする。</p> <p>① 対象施設の3歳以上児に係る施設等利用費の総額を対象施設の3歳以上児の数で除して得た額</p> <p>2 3歳未満児（3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日までの間の児童を含む。以下同じ。）のうち新3号認定児童については、対象施設の3歳未満児の平均利用者負担額から①に掲げる額を控除して得た額又は20,000円のいずれか低い額を加算額とする。</p> <p>① 対象施設の新3号認定児童に</p>	<p>1 助成の方法 在籍する対象児童数に応じて助成する。</p> <p>2 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする。ただし、交付決定額の範囲内において、事業完了前に概算払いすることができる。</p>

		<p>係る施設等利用費の総額を 対象施設の新3号認定児童の 数で除して得た額</p> <p>3 3歳未満児のうち新3号認 定児童以外の児童については、対 象施設の3歳未満児の平均利用 者負担額から①及び②に掲げる 額を控除して得た額又は20,000 円のいずれか低い額を加算額と する。</p> <p>① 当該市町村における認 可保育所の3歳未満児の 平均利用者負担額</p> <p>② 対象施設の千葉市多子 世帯の利用者負担軽減給 付金に係る軽減に要した 費用の総額を対象施設の 新3号認定対象外児童の 利用者の数で除して得た 額</p>	
--	--	--	--

・ 助成金の対象児童

(1) 対象児童は、次の要件を満たしているものとする。

ア 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第19条、子ども・子育て支援法施行規則第1条及び、千葉市子ども・子育て支援法施行要綱第2条に規定する支給要件のいずれかに該当する小学校就学前の児童であること。

イ 月の初日に在籍し、その月に64時間以上の利用があること。ただし、月の途中において入所もしくは退所する児童については、利用時間が前文に規定する時間に相当すると認められる場合は補助対象とすることができる。この場合、基本助成は日割り計算を行う。

ウ 幼稚園その他の施設に入所していないこと。

(2) 対象児童数は、一施設あたり59人までとする。ただし、認可化移行型についてはこの限りでない。

・ 基本助成の日割り額については、次の算式により算定した額とする。

(1) 月途中入所児童

年齢区分ごとの単価×その月の月途中入所日からの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日

(2) 月途中退所児童

年齢区分ごとの単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日

※10円未満は切り捨てとする。

・ 地方単独保育施設加算の算出にあたって用いる、平均利用者負担額について、年度途中で保育料の変更があった場合の算出方法は、次の算式により算定する。

変更前平均×経過月/12+変更月平均利用者負担額×残りの月数/12

※10円未満は切り捨てとする。

- 地方単独保育施設加算の日割り額については、次の算式により算定した額とする。

(1) 月途中入所児童

千葉市における認可保育所の保育料と対象施設との保育料の差(上限20,000円)×その月の月途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

(2) 月途中退所児童

千葉市における認可保育所の保育料と対象施設との保育料の差(上限20,000円)×その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

※10円未満は切り捨てとする。

3 設備基準

目指す移行先	設備基準
認可保育所又は 認定こども園	児童福祉設備運営基準第32条
小規模保育事業A型	家庭的保育事業等設備運営基準第28条
小規模保育事業B型	家庭的保育事業等設備運営基準第32条により準用する同基準第28条
小規模保育事業C型	家庭的保育事業等設備運営基準第33条
保育所型 事業所内保育事業	家庭的保育事業等設備運営基準第43条
小規模型 事業所内保育事業	家庭的保育事業等設備運営基準第48条により準用する同基準第28条
家庭的保育事業	家庭的保育事業等設備運営基準第22条